

## 1 建築物の新增築の事業

次のア又はイのいずれかに該当するもの（資料 3・4 参照）

- ア 建築物の高さが現行の景観保全制度（※1）上許容される範囲を超えるもの（緩和措置の適用がある事案（※2））。ただし、富士五湖の周辺の森林（※3）で建築をする場合は、建築物の高さが 13 m を超えるもの（※4・5）
- イ 建築物の面積が現行の景観保全制度（※1）上許容される範囲（地上部分の水平投影面積 2,000 m<sup>2</sup>）を超えるもの（緩和措置の適用がある事案（※2））。ただし、次の(ア)～(エ)までに掲げる場合に該当するときは、当該(ア)～(エ)までに定めるもの
  - (ア) 富士五湖の周辺の森林（※3）で建築をする場合：建築物の延面積が 1,000 m<sup>2</sup> を超えるもの（※4・5）
  - (イ) 富士五湖湖岸の周囲道路の山側敷地境界線から 50 m 以内の区域又は当該周囲道路の湖側敷地境界線によって囲まれた区域で建築をする場合（区域は告示で指定）：建築物の延面積が 3,000 m<sup>2</sup> を超えるもの（※5・6）
  - (ウ) 河口湖南岸の市街地等（※7）で建築をする場合：面積要件は不設定
  - (エ) 俯瞰景観に係る主要な眺望点（※8）の遠方に位置する区域で建築をする場合：建築物の地上部分の水平投影面積が 1 ha を超えるもの（※9）

※1 現行の景観保全制度：景観法第 8 条第 1 項の規定により関係市町村が定めた景観計画、富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針等

※2 緩和措置の適用がある事案：富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置に関する指針第 4 条第 1 項の規定の適用がある事案等

※3 森林：森林法第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林

※4 自然公園法による届出の基準（国立公園普通地域）を参照

※5 イコモス勧告は、富士五湖の湖岸に沿ってより厳格な開発制御が必要と指摘

※6 第 1 種住居地域におけるホテル、事務所等の規制基準（建築基準法第 48 条第 5 項、別表第二（ほ）項）を参照

※7 河口湖南岸の市街地等：富士吉田市新倉の区域並びに富士河口湖町船津、小立、勝山及び大嵐の各区域のうち富士河口湖町景観計画において市街地・田園集落景観形成地域が設定されている区域

※8 俯瞰景観に係る主要な眺望点：資料 4 の眺望点候補地のうち、1、5、6、11、13～15、18、19 及び 25 の眺望点候補地

※9 山梨県自然環境保全条例における太陽光発電設備に係る届出基準（パネル面積が 1 ha を超えるもの）を参照

## 2 工作物の新增築の事業

次のア～オに掲げる工作物の種類の区分に応じ当該ア～オに定める規模を超えるもの

- ア 鉄塔（風力発電施設を含む。）：高さ 30 m（※1）
- イ ダム：高さ 20 m（※1・2）
- ウ 鋼索鉄道（ケーブルカー等）：延長 70 m（※1）
- エ 索道（ロープウェイ等）：傾斜亘長 600 m 又は起点と終点の高低差 200 m（※1）
- オ その他の工作物（※3）：1 の建築物の新增築の事業の要件に倣う（※4）。

※1 自然公園法施行規則第 14 条第 1 号の基準（国立公園普通地域）を参照

※2 河川法に規定するダム・堰の場合：湛水区域の面積が 10 ha 以上であるもの（岩手県環境影響評価条例の 10 ha（国立公園普通地域）を参照）又は高さが 20 m を超えるもの

※3 遊戯施設、高架水槽、貯蔵施設、処理施設、彫像、太陽光発電施設 等

※4 「延面積が 3,000 m<sup>2</sup> を超えるもの」とあるのは、「地上部分の水平投影面積が 2,000 m<sup>2</sup> を超えるもの」とする。

### 3 道路事業等の線事業

- ア 国・県・市町村道：4車線以上かつ4km以上、又は2車線以上かつ8km以上であるもの（※）
- イ 農業用道路：車線相当部分の幅員が5.5m以上かつ長さ8km以上であるもの（※）
- ウ 林道：車線相当部分の幅員4m以上かつ長さ8km以上であるもの（※）
- エ 鉄道（鋼索鉄道を除く。）・軌道：長さが5km以上であるもの（※）

※ 山梨県環境影響評価条例の線事業の規模要件を参照

### 4 土地区画整理事業等の面事業

施行地区面積（敷地面積等）が3ha以上であるもの（※1・2）

※1 神奈川県環境影響評価条例の面事業の規模要件3ha（国立公園普通地域内）を参照

※2 住宅団地等は施行区域面積3ha以上のもの、墓地又は墓園の造成事業、学校用地の造成事業、レクリエーション施設の用地の造成事業及び宅地の造成事業は敷地の面積3ha以上のもの、飛行場の設置事業は環境影響評価法の第1種・第2種事業以外のもの、一般廃棄物（産業廃棄物）最終処分場の設置事業は埋立処理面積3ha以上のもの、公有水面その他の水面の埋立又は干拓の事業は埋立処理面積3ha以上のもの、土石又は砂利の採取事業（露天掘り）は事業の用に供する区域面積3ha以上のものが、それぞれ対象事業となる。

### 5 森林（※1）において開発行為（※2）を行う事業（3又は4の事業の目的を達成するために行うものを除く（※3。）（※4）

開発行為に係る土地の面積が1.5ha以上であるもの（※5）

※1 森林：森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林

※2 開発行為：土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為

※3 3の「道路等の線事業」又は4の「土地区画整理事業等の面事業」の実施に伴い森林において開発行為を行う場合における当該開発行為に係る事業は、3の「道路等の線事業」又は4の「土地区画整理事業等の面事業」の規模にかかわらず、5の「森林において開発行為を行う事業」に含まれない。

※4 資料1の4頁に記載された対象事業のうち、16の「規則で定める事業」

※5 @3ha（4の土地区画整理事業等の面事業の要件を参照）\*（1-0.50）（宿泊施設・レジャー施設（これらの施設の駐車場を含む。）の設置を目的とする林地開発行為の場合の森林率を参照）